

規 則

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四十五号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（平成二十年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第三号中「上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあつては、当該水」を「上がり用湯又は上がり用水として使用する水」に改める。

第八条第一項中「水道水以外の水を使用した」を削り、「上り用湯及び上り用水」を「上がり用湯及び上がり用水」に、「別表第一第十七号」を「別表第一第一号ヨ及び第二号ニ」に改め、同条第二項中「別表第一第十七号」を「別表第一第二号ニ」に改める。

第九条中「別表第一第十八号」を「別表第一第二号ホ」に改める。

第十条中「別表第一第二十四号チ」を「別表第一第二号ヌ(4)」に改める。

様式第一号の添付書類之中「上り用湯又は上り用水に水道水以外の水を使用する場合にあつては、」を「上がり用湯又は上がり用水として使用する水の」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。